

平成27年
4月診療分
から

上位所得者の短期給付の 一部負担金払戻金等の基礎控除額が変わります。

平成25年4月1日から一部負担金払戻金等にかかる基礎控除額が改正され、上位所得者については、経過措置が終了し、平成27年4月診療分から次のとおりとなります。

◆上位所得者(給料月額424,000円〔特別職にあつては530,000円〕 以上)の組合員及びその被扶養者

区 分	平成27年3月診療分まで	平成27年4月診療分から
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	41,000円	50,000円
合算高額療養費附加金	82,000円	100,000円

※給料月額424,000円(特別職にあつては530,000円)未満の組合員及びその被扶養者は、平成27年4月診療分以降も**変更はありません**(一部負担金払戻金等:25,000円、合算高額療養費附加金:50,000円)

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306